

観光誘客促進道民割引事業 (どうみん割)

令和4年1月4日～3月10日利用分

ワクチン・検査パッケージ マニュアル (事業者用)

2022/1/14

Ver. 3 (随時更新)

青森県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、以下のとおり

どうみん割における**青森県民の新規予約を停止**いたします。

1 停止する内容

青森県民による「どうみん割」の新規予約

2 停止する期間

令和4年1月15日(土)0:00から当面の間

なお、既存予約(令和4年1月14日(金)24:00までの予約)分については、引き続き
どうみん割の適用対象となります。

■目次

1	ワクチン・検査パッケージの活用について	1
2	確認内容・方法	1～3
3	各場面での運用方法	3～6
4	条件を満たさない場合の運用	6～7
5	留意点	7

1 ワクチン・検査パッケージの活用について

令和4年1月4日以降の北海道民又は青森県民の利用にあたっては、国の要綱(※1)やガイドライン(※2)に基づき、ワクチン接種済みであること又は対象の検査結果が陰性であることを条件とし、詳細については次のとおり取り扱いますのでご注意ください。

※1 ワクチン・検査パッケージ制度要綱(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)

※2 旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン(令和11月19日観光庁)

2 確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

- 予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。)で2回接種完了(2回目接種から14日間以上経過していること※)を確認してください。
- ※ 接種日の翌日になると1日経過としてカウントします。
- 予防接種済証等の確認は、予防接種済証等を撮影した画像や写し、電子的なワクチン接種証明書なども可とします。
- 上記の確認の際は、身分証明書等で本人確認を行ってください。
- 予防接種済証等の有効期限は当面定めません。

(2) 検査結果

- PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。)を推奨しますが、抗原定性検査も対象とします。
- 同居する親等の監護者が同伴する場合は、12歳未満は検査不要です。

ア PCR 検査等の検査結果の確認

- 医療機関または衛生検査所等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。
- 上記の確認の際は、身分証明書等で本人確認を行ってください。
- 結果通知書等には、①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限の記載が必要です。
- PCR 検査等の検査結果の有効期限は、**検体採取日より3日以内（※）**です。
- ※ 検体採取日の翌日になると1日経過としてカウントします。また、数日間に渡る旅行や宿泊の場合は初日が基準となります。

イ 抗原定性検査の検査結果の確認

- 抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関または衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とします。（なお、事業者自らが場所を設けて検査を実施することは任意であり、どうみん割に参画するための条件ではありません。）
- なお、ホテルや旅館、各施設等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、チェックイン等させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しません。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行ってください
- その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に従い適切に実施してください。
- 検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。
- 結果通知書には、①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③使用した検査キットの製品名、④検体採取日、⑤事業所名、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限の記載が必要です。
- 抗原定性検査の検査結果の有効期限は、**検体採取日より1日以内（※）**です。
- ※ 検体採取日の翌日になると1日経過としてカウントします。また、数日間に渡る旅行や宿泊の場合は初日が基準となります。

ウ 検査に関するその他の事項

- 検査キットは、薬事承認されたものを使用してください。
- 事業者は、事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入場又は入店等させず、医療機関又は下記の受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう、必ず促してください。

- また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておいてください。
- 検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底するよう伝えてください。

3 各場面での運用方法

(1) 商品造成・販売時

- 旅行の開始時に予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）又は検査の結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）の確認を行う旅行商品については、造成に当たって、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認に要する時間を考慮してください。
- 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保してください。
- 販売時に、以下の内容を明記・説明してください。
 - ・ 対象商品がワクチン接種済（2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていること）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが条件であること。
 - ・ 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用する必要があること。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。（なお、事業者自らが場所を設けて検査を実施することは任意であり、どうみん割に参画するための条件ではありません。）
 - ・ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。
 - ・ 条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン接種から14日を経過していない場合等）の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）。

※ 条件を満たさない場合は、「どうみん割」による割引対象とはなりません。下記「4）条件を満たさない場合の運用」にもご留意ください。なお、現時点において、道から取消料への補填等を行う予定はありません。

- ・ 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。

※ 複数人の参加者のグループの一部が陽性の場合は、速やかに次の受診・相談センター等に連絡の上、当該陽性者及び当該陽性者の濃厚接触者と認められる者は割引の対象外となります。

複数人の参加者のグループの一部が陽性以外で条件を満たさない場合（接種済証や検査結果を忘れた、検査が間に合わなかった等）は、当該条件を満たさない者のみ割引の対象外となります。

【受診・相談センター等】

- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507
(24時間対応)
- ・ 札幌市、函館市、旭川市、小樽市の場合

市	区分	電話番号	開設時間
札幌市	救急安心センター札幌	011-272-7119	24時間
	一般相談	0570-085-789	9:00~21:00
旭川市	新型コロナウイルス感染症健康相談窓口	0166-25-1201	24時間
	一般相談		
函館市	受診・相談センター	0120-568-019	24時間
	一般相談		
小樽市	小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
	一般相談	0134-22-3110	平日 8:50~17:20

- ・ 検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）。
- ・ 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められず、「どうみん割」の対象とはならないこと。
- ・ 検査結果を活用する場合は、移動前にPCR検査等を受けることを推奨すること。

○ 販売時に、以下の内容について旅行者の同意を得てください。

- ・ ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書を当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
- ・ ワクチン接種済の場合は、2回目接種から14日間以上経過している必要があること。

- ・ 検査結果通知書においては、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限の記載が必須となること。
- ・ 確認書類の持参忘れ等により、予防接種済証等、又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと（どうみん割の対象外となること）。
- ・ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

(2) 販売後～旅行開始日・宿泊開始日当日

- 旅行の開始時又はチェックイン時等に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行ってください。
- 確認時やその待ち時間に密にならないよう配慮してください。
- 確認は、以下のいずれかにより適切に実施してください。
 - ・ 添乗員が付く交通付き旅行商品（日帰り、宿泊含む）の場合は、添乗員等が行う。
 - ・ 添乗員が付かない交通付き日帰り旅行商品、アウトドア体験等の日帰り旅行商品の場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。
 - ・ 添乗員が付かない交通付き宿泊旅行商品、宿泊旅行商品の場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。
- 予防接種済証等の確認に当たっては、以下を確認してください。
 - ・ 本人であること（身分証明書等により確認）
 - ・ 2回目の接種年月日（2回目の接種日から14日以上経過していることを確認）
 - ・ （予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（2回分のシールが貼られていることを確認）
- 検査結果の確認に当たっては、検査結果通知書において、以下を確認してください。
 - ・ 受検者氏名（本人であることを身分証明書等により確認）
 - ・ 検査結果（陰性であることを確認）
 - ・ 検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）
 - ・ 検査所名
 - ・ 検体採取日
 - ・ 検査管理者氏名

- ・ 有効期限（旅行開始日又は宿泊日において有効期限を過ぎていないことを確認）

※ PCR 検査等(LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)は、検体採取日より3日以内。抗原定性検査は検体採取日より1日以内（検査日の翌日を1日経過としてカウント）**検査結果通知書に有効期限の時刻の記載がある場合でも、上記の有効期限内であれば利用可能となります。**

4 条件を満たさない場合の運用

条件を満たさない場合の運用については、販売時の説明に沿いつつ、以下の対応を行ってください。

(1) 検査結果陽性の場合

- 医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促してください。

【受診・相談センター等（再掲）】

- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507
(24 時間対応)

- ・ 札幌市、函館市、旭川市、小樽市の場合

市	区分	電話番号	開設時間
札幌市	救急安心センター札幌	011-272-7119	24 時間
	一般相談	0570-085-789	9:00~21:00
旭川市	新型コロナウイルス感染症健康相談窓口	0166-25-1201	24 時間
	一般相談		
函館市	受診・相談センター	0120-568-019	24 時間
	一般相談		
小樽市	小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24 時間
	一般相談	0134-22-3110	平日 8:50~17:20

- 同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、上記連絡先等に相談する等の対応を促してください。

(2) (1)以外で条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）

- 旅行者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行ってください（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）。

- 上記の抗原定性検査の実施が難しい場合
 - ・ 交通付き旅行商品については、商品販売時に示している対応方法（取消等）を案内してください。
 - ・ 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行ってください。

5 留意点

- ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性がありますので、ワクチン接種歴や検査結果の活用にあっても、引き続き、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサー）などを活用した換気の徹底等）を維持・徹底してください。
- 代表者のみならず、全ての利用者の確認が必要です（現住所確認と同じ）
- 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージを活用せずに、どうみん割の対象とする。
- 12歳未満の者については、現在、ワクチンを接種することができませんが、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。（同居する親等の監護者が同伴しない場合は、検査結果の陰性の確認が必要です。）
- その他、本マニュアルに記載のない事項については国が示すワクチン検査パッケージ制度（<https://corona.go.jp/package/>）もご参照ください。